等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第五条第一項第三号の次に次の一号を加える。

四　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第五条第二項中「簡易水道事業」の下に「、給水人口が五万人以下である水道事業又は一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業」を加え、「簡易水道」を「簡易水道等」に、「二年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「三年以上」とあるのは「一年六箇月以上」と、同項第三号中「五年以上」とあるのは「二年六箇月以上」と、同項第四号中「七年以上」とあるのは「三年六箇月以上」と、同項第五号中「十年以上」とあるのは「五年以上」を「三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第二号中「四年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第四号中「六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第五号中「七年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「四年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改める。

第六条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令）」に改め、同条に次の二項を加える。

3　国土交通大臣は、前項の国土交通省令を制定し、又は改廃しようとするときは、環境大臣の水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

4　環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第二項の国土交通省令を制定し、又は改廃することを求めることができる。

第七条第一項第一号を次のように改める。

一　第五条第一項第一号、第三号又は第五号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第一号に規定する学校を卒業した者については三年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については五年以上、同項第五号に規定する学校を卒業した者については七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第七条第一項第二号中「及び第四号」を「又は第五号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同項第四号中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に、「前二号」を「前三号」に改め、同条第二項中「簡易水道又は」を「簡易水道等又は」に、「千立方メートル」を「一万立方メートル」に、「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」を「三年以上」とあるのは「一年六月以上」と、「五年以上」とあるのは「二年六月以上」と、「七年以上」とあるのは「三年六月以上」に改める。

第九条第三号ハ中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第十二条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十四条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

8　環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第六項の規定に基づき、同項に規定する都道府県知事が行うものとされる事務（法第四十一条に係るものを除く。）の全部又は一部を行うことを求めることができる。

第十五条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条に次の三項を加える。

9　国土交通大臣は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、環境大臣の水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

10　環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しを行うことを求めることができる。

11　環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第七項の規定に基づき、同項に規定する指定都道府県の知事が行うものとされる事務（法第四十一条に係るものを除く。）の全部又は一部を行うことを求めることができる。

別表中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令の一部改正）

第三条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　水道　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する水道施設（同条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。）又は一般の需要に応じて、給水人口が五十人以上百人以下である水道（同条第一項に規定する水道をいう。）により水を供給する事業に係る取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設若しくは配水施設

第七条の二第一号ニ、第三号ロ、第五号、第八号ハ及び第九号ハ中「埋そく」を「埋塞」に改め、同条第十一号中「第一条第十一号」を「第一条第十二号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「第一条第十号」を「第一条第十一号」に改め、同号イ及びロ中「埋そく」を「埋塞」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十　第一条第十号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生じた事業

イ　取水施設、貯水施設又は導水施設の破壊又は埋塞で原水の供給を著しく阻害するもの

ロ　浄水施設の破壊又は埋塞で浄水を得るのに重大な支障を与えるもの

ハ　送水施設又は配水施設の破壊又は埋塞で浄水の供給を著しく阻害するもの

第十五条第二項中「、第十号及び第十一号」を「及び第十号から第十二号まで」に改める。